

第 2 号議案参考資料

議 案 名

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例
等の一部を改正する条例

1 提案理由

管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したい
ので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条
例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

令和 7 年 1 2 月の期末手当の支給割合を引き上げる (次ページの表
を参照)。 (第 2 条関係)

- (2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条
例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

令和 8 年度以後の期末手当の支給割合を改定する (次ページの表を
参照)。 (第 2 条関係)

- (3) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部改正 (改正条例第 3 条関係)

令和 7 年 1 2 月の期末手当の支給割合を引き上げる (次ページの表
を参照)。 (第 5 条関係)

- (4) 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部改正 (改正条例第 4 条関係)

令和 8 年度以後の期末手当の支給割合を改定する (次ページの表を

参照)。

(第5条関係)

(表) 期末手当の支給割合

管理者、副管理者及び議会の議員

年度	6月	12月	総支給割合
令和7年度(現行)	2.30	2.30	4.60(月分)
令和7年度(改正後)	2.30	2.35	4.65(月分)
令和8年度以後	2.325	2.325	4.65(月分)

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日(改正条例第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日)